

鳴門ウチノ海総合公園植栽管理業務（その２）特記仕様書

1. 総則

(1) 適用範囲 鳴門ウチノ海総合公園植栽管理業務

(2) 業務履行計画書の提出

- 1) 計画工程表
- 2) 現場組織表（現場責任者の指定）
- 3) 緊急時の連絡体制

(3) 実績報告書の提出

- 1) 各月の管理業務内容および写真（抜粋）を各月末にデータで提出すること。

(4) 監督員の指示

図面及び仕様書に記載のないものについては、監督員の指示を受けること。

(5) 写真管理

施工場所・施工内容が確認できるように、施工写真を撮影すること。

(6) 作業届け

作業を行う日は、作業前に作業届を提出し、作業終了後に作業が終了したことを報告すること。

複数回の作業が計上されている場合は、監督員の指示により完了確認を実施する。

(7) その他

業務履行時に問題が生じた場合は、直ちに監督員と協議のうえ処理する。

公園内の使用状況を把握し、作業中の公園利用者への安全対策は充分配慮すること。

高木枯枝剪定・刈込み（寄植え）・ハマゴウ剪定・芝生灌水・インターロッキング除草・舗装面除草は、実績により変更する。

2. 樹木管理

(1) 高中低木管理

- 1) 高木は年1回枯枝の撤去と共に、公園利用者の散策に支障する枝を撤去すること。
- 2) 松の病虫害防除はネマバスター50倍液を松1本に12リットル土壌注入すること。このとき、施工エリアに消毒中の看板を設置すること。
- 3) 散布する時期は公園利用者に影響がないよう風向等自然条件を考慮し、適切な時期を選択し、行うこと。
- 4) 薬剤の使用基準及び、施用適期を遵守すること。
- 5) 剪定及び、刈り込みにより発生した枝葉については、市の指定する場所まで運搬すること。
指定場所は、鳴門市瀬戸町明神字馬越26-3とする。

3. 芝生管理

(1) 芝刈り

- 1) 芝生広場・一般芝生の年間の芝刈り回数は4回とし、現場の芝生の状況を把握して、効率的に刈り込みを実施すること。
- 2) イベント等の都合により、エリアを限定して監督員が指示する場合は速やかに施工すること。
- 3) 芝屑は集草し、市の指定する場所まで運搬すること。
指定場所は、瀬戸町堂浦字浦代105-17-2とする。
なお、指定場所の受入条件を順守すること。
- 4) 第1回の芝刈りは契約後直ちに着手すること。

(2) 灌水

- 1) 灌水はスプリンクラー及び散水栓によるものとする。

芝生広場については、夏期に1週間降雨がない場合、監督員の承諾を得て、適量の散水を行う。

その他の芝については、渇水期の8月を中心に芝の状態を調査し、適宜灌水すること。